

定期監査報告(第2号)

1. 監査の対象

観光商工課、農林課・農業委員会

2. 監査の期日

令和4年6月27日(月) 農林課・農業委員会、
観光商工課(商工労働・企業誘致係)

令和4年6月28日(火) 観光商工課(観光推進係・観光係・
サンスポーツランド業務係)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【農林課】

- ・花園育成牧場管理運営委託について、協定書があるが、契約書には協議と記載されているので、文言を揃えること。

倶知安町は発注側なので、誰が担当者なのかを記載すること。

協議の積み重ねによって内容の変わった部分が書かれていくので、打合せ簿のようなものに協議の内容を残すこと。また、牧場運営の組織図等を作成し、事情を記録することで、人事異動があってもどのように運営すべきかわかるようにすること。

- ・旭ヶ丘保安林管理業務委託について、契約書本文にも甲乙表記ではなく発注者受注者と記載し、工事と委託の記載方法が混在している部分は委託であれば委託の契約の記載方法にすること(主任技術者を業務処理責任者、監督員を業務担当員など)。

口頭での打合せによらず、作業打合せ簿を作成し、記録を残すこと。

- ・森林環境保全整備事業（更新伐等）について、購入した砕石の品質の確認をしたことを記録に残すこと。
- ・農業再生協議会について、補助金の実績報告書の様式が要項の様式どおりとなっているか確認すること。
年度末に概算払いするよりは、3月分の金額が確定した時点で実績報告書を提出してもらい、確定額を支出すべきと考える。

【観光商工課】

- ・会議所事業補助金について、今後も適切な処理に努められたい。
- ・公用車管理簿について、課長の目の届かない出先にいる職員には、外勤命令のようなものに課長の確認印や担当者の押印するなど、私用で使うことはないと立証できるようになっているとよい。公用車管理簿の様式が新しくなりアルコール検知器の確認もあるので何か課長の確認できる方法を検討すること。
- ・ひらふスキー場観光拠点基盤整備検討調査業務について、一般的に仕様書については様式が定まっているので、国交省や道で作成している様式などを利用すること。請負者がまとめた業務項目の内容は特記仕様書に記載しておき、成果品目録をつけて合致したものが提出されているかを検査すること。
- ・ひらふスキー場安全管理業務について、仕様書にどのような報告をするか文言と様式を提示すること。契約書の記載どおり受託者は業務管理責任者を通知し、委託者は業務担当員を通知すること。
完了検査を3月末の全体の検査のみ行っているが、本来は月毎に報告書を提出してもらい確認ができれば支払いをすべきものである。早い時間も駐車場が混んでいる状況が続くようであれば、今後は実働時間で支払することも検討すべきと考える。
- ・浄化槽保守点検業務委託について、契約書約款に業務管理責任者の通知について記載があるので通知すること。検収は行っているが、契約書に検収について記載がない。同様に点検についての記載はあるが、完了報告書の提出についての記載がない。検査結果が提出されたあと結果の判断基準がないので、検査に合格しない場合の対処方法を決めておくこと。
- ・倶知安観光協会補助金について、補助額確定の検査は実績報告書だけでは判断できず、本来は帳簿や支払いの領収書まで全て確認しなくてはならないものである。観光協会が外部委託した契約があるならそれらについても成果品など全て確認しなくてはならない。補助金がすべて適切に使われているのか書類を作成し確認できるようにしておく必要がある。補助金を財源としてはならない部分に使用していないかなど、日頃から相談を受けてチェックができていならよいが、金額が大きい分時間をかけて検査をする必要がある。補助金額の確定については、実績報告を受けたら現地調査等を行うことに

なっているので、調査を行い補助金額の確定をすること。補助金を受ける団体の体質を強化し、資金がなければ何もできなくなってしまうことを避けるためにも町の職員として指導していく必要があると考える。

- ・観光客対応情報発信事業補助金について、補助が始まって2年経過し成果の確認が必要である。それによって今後どのように対応すべきかを十分検討すること。
- ・雪トピアフェスティバル事業補助金について、補助金の概算払いは何度してもいいので、費用が必要になる時期に分けての概算払いをすべきと考える。このことにより、額の確定後に戻入れを避けることができる。